

納税管理人申告（承認申請）書
Declaration/Application for Registration of Tax Agent

年 月 日
Year Month Day

北海道ニセコ町長 様
(To: Mayor of N i s e k o)

納税義務者 (Taxpayer)
住所 (Address)
氏名・名称 (Full Name/Company Name)

⑨

納税管理人に定めた（定める）者 (Tax Agent to be Assigned)
住所 (Address)
氏名 (Full Name)

⑨

Please tick whichever applies:

- 次のとおり納税管理人を定めましたので、申告します。
(I hereby register the person specified below as my tax agent.)
- 次のとおり納税管理人を定めることについて承認を受けたいので、申請します。
(I hereby request approval of the person specified below as my tax agent.)

(根拠法令 — 地方税法第300条及び第355条、ニセコ町税条例第25条及び第64条)
(Based on Article 300, Article 355, Local Tax Law and Article 64, **Municipal Tax Ordinance of Niseko**.)

| | |
|------------------------|---|
| 税目 Taxable Property | <p>(Niseko Town Hokkaido resident tax) (町道民税) (Municipal property tax) (固定資産税) (National insurance tax) (国民健康保険税)</p> |
| 納税管理人 Tax Agent | 住所 Address |
| | 氏名 Full Name |
| | 電話番号 Phone # |
| 備考 Notes | |

注 住所のほかに書類等を送達する場所がある場合は、「備考」欄に当該送達先を記入すること。(If the preferred mail address differs from the tax agent's address, please put the address in the "Notes" section.)

納税義務者が国外へ転出されるとき町道民税の手続きについて

《国外へ転出されるとき町道民税と届出について》

町道民税は1月1日(賦課期日)現在、ニセコ町に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税しますので、年の途中で町外へ転出しても税額が変わることはありません。課税になった方には、6月に納税通知書を送付しています。そこで、賦課期日(1月1日)から納税通知書送付までの間に納税義務者が国外へ転出される場合には、納税通知書を本人の代わりに国内で受け取り、納税する納税管理人が必要となります。「納税管理人申告書」に必要事項を記入のうえ、税務課へ提出してください。

例:平成26年1月1日現在ニセコ町にお住まいの方で、平成25年中に一定額以上の所得があった方が、平成26年3月に1年間の予定で国外へ転出した場合、平成26年度町道民税が課税され、平成26年6月に納税通知書が納税管理人へ送られます。

納税通知書が送付された後に国外へ転出する場合には、出国前に全額納付していただくか、納税管理人を定めて納付を委任していただくことになります。

国外に就労や就学等で1年以上居住する場合には、帰国するまではニセコ町に住所がないものとされ、町道民税は課税されません。